

マスクの着用について

出典：厚生労働省ホームページ

屋外

季節を問わず、
マスク着用は**原則不要**です。

！ 人との距離（目安 2m）が保てず、会話をする場合は着用をお願いします。

距離を保って、会話をする際は不要

徒歩や自転車での通勤・通学など、人とすれ違う時も不要



屋内

！ 人との距離（目安 2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合は不要です。

場面に応じた適切な着脱
をお願いします



詳細はこちら▲

新型コロナウイルス感染症患者の外出に関する規定が変わりました

厚生労働省において、有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後または無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、**食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないと**されました。



新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

令和 4 年 10 月 18 日時点の情報をもとに作成しています。

■ 初回（1・2 回目）接種は年内に接種をお願いします

初回接種に使用している従来型ワクチンについては、国からの供給が終了する予定です。（市中在庫がなくなり次第、終了となります）

また、オミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンによる初回接種が完了しないと接種できません。オミクロン株対応ワクチンは初回接種を完了した 12 歳以上の方が対象で、1 人 1 回接種できます。初回接種を希望される方は、早めの接種をお願いします。

なお、小児（5～11 歳）の初回接種については、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

■ ワクチン接種の証明書について

予防接種済証または接種記録書をお持ちの方は、どちらの書類もワクチン接種の事実を示す書類になるため、国内で利用できます。（原則、申請の必要はありません）

予防接種済証は、接種券に各医療機関等が接種日を記入し、ワクチンの情報が記載されたシールを貼付した状態でご本人にお渡しするものです。

※海外渡航用に使用する「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」は別途申請が必要です。



■ 乳幼児接種について

対象：生後 6 カ月～4 歳 接種回数：3 回

接種間隔：1 回目接種から 3 週間経過後、2 回目接種可能

2 回目接種から 8 週間経過後、3 回目接種可能

使用ワクチン：ファイザー社の乳幼児用ワクチン（オミクロン株対応ワクチンではなく、従来型ワクチンです）

接種を希望する場合は、専用フォームから接種券の発行申込みが必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

※接種期間は R5/3/31 金までです。日程に余裕をもって接種を開始してください。

※他の予防接種との間隔は前後 2 週間あける必要があります。接種スケジュールについては医師に相談、確認してください。



▲市ホームページ

問合せ先 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎ 39 - 6596

